

# 一般法規

## 授業内容・授業計画

1 ～ 2 時間目	社会のルール、我が国の法体系、民法①
3 ～ 4 時間目	民法②(総則)
5 ～ 6 時間目	民法③(物権・債権総論)
7 ～ 8 時間目	民法④(債権各論)、行政法
9 ～ 10 時間目	知的財産権関連法、入札契約関連法

## 測量と紛争

### 測量がからむ紛争事例1

- 20年以上前に土地を購入したのですが、そのときにはすでに塀が建っていました。  
当然塀は境界線上にあると思って、今まで過ごしてきましたが先日、隣地所有者の依頼によって測量が行われたとき塀の一部が隣人の土地にはみ出していることが判明したのです。

隣人からはまだ何も言われていないのですが、はみ出した塀を立て直すように要請された場合、前の所有者が建てたものであっても、こちらの負担で工事する必要があるのでしょうか。

## 測量がからむ紛争事例2

- 申立人は40年前に別荘地として購入した土地を手放したいと思っていたところ、事業者より測量すれば750万円で購入するとわれ、測量事務所を紹介された。
- 測量費が65万円と高額だったため、測量費を負担して土地の買手がいないと困ると思い契約を断ったが、事業者から「測量が済めば当社が買取る。」と言われたため、紹介された測量事務所へ測量を依頼し、65万円を支払った。
- 測量後、土地売買契約を締結し、事業者より手付金として2万円を受け取った。
- 契約締結後、事業者から「契約締結日より30日以内であれば、支払済みの手付金を放棄して契約を解除できるという土地売買契約書の条項に基づき、契約を解除する。」という内容の通知が届いた。申立人は、契約どおり土地の買取りを要求したが拒否され、せめて測量費65万円を返金するよう求めたが、事業者が応じなかったため、紛争となった。

## 紛争解決の方法

- 裁判所が扱う事件 民事、刑事、家事、少年
- 測量がからむ事件・・・民事
- 簡易裁判所の民事手続き・・・調停、訴訟
- 調停
  - ◎話し合いにより円満解決を図る
- 訴訟(境界確定訴訟)
  - △判決によって解決を図る
  - 少額訴訟



## 社会のルール 法秩序の原則

### 規範

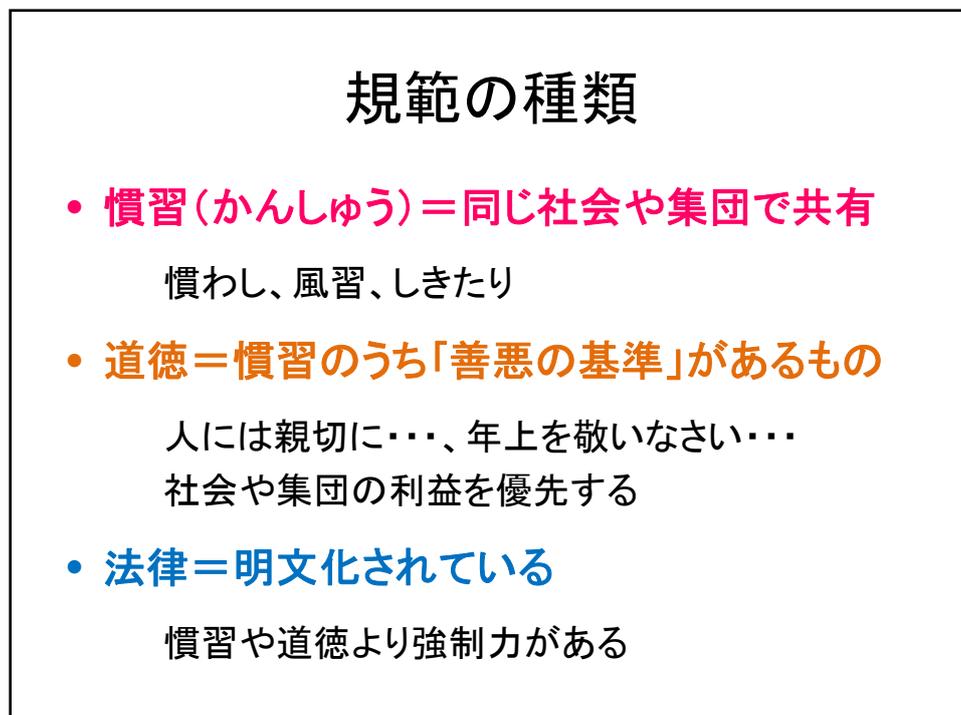
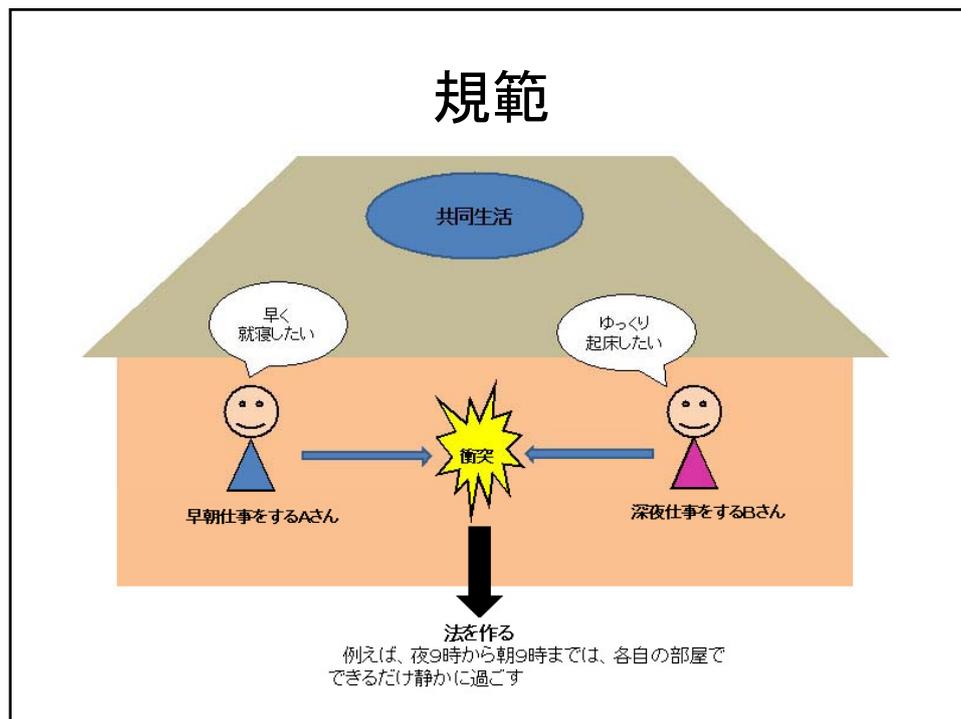
- 規範(きはん) = マナー、ルール

あいさつ

箸の使い方

訪問先での靴の揃え方

- ~しなければならぬ・・・しなくてもよいか？
- ~しなかった場合はどうなるか？



## 空気を読む

- **制度＝社会や集団を統治し、持続させる**

慣習、道徳、法律もひとつの制度である  
制度を維持して行くにはどうするか？

- **場の空気を読む＝日本社会の特徴**

相手を傷つけないように配慮する } 相反する  
自分の思うがままに振る舞う }

- **規範＝ルールに反する人を排除する働き**

それによって社会秩序を維持する

## 社会化

- **しつけ・教育＝人の内面に規範を植え付ける**

ウソをついてはいけない  
人を殺してはいけない

- **社会統制＝規範に沿うよう他者からの働きかけ**

慣習・道徳・法律は、社会統制の機能を持つ  
学生⇒社会人(大人になっても続く・・・)  
複数の集団に属しながら、異なる規範を内面化

- **規範＝時とともに変化、衰退、新たに生まれる**

社会の変化によって変わる

## 制裁

- **制裁＝懲らしめ**

核実験を強行⇒経済制裁

子供がウソをついた⇒ウソをつくな、と叱る

- **否定的な制裁と肯定的な制裁**

子供が正直に言った⇒よく言った、と褒める

褒めることは、社会統制である

ある意味、アメとムチの側面がある

- **インフォーマルな制裁とフォーマルな制裁**

非難、嘲笑、表彰、栄典、処罰、処刑、経済制裁

## 法、法律、法の支配

- **法（社会的なルール全体をさす）**

国家において、先祖から継承した道徳や慣習、  
伝統などのこと（文章化されてない＝不文法）

- **法律（国会で可決成立して、天皇が公布したもの）**

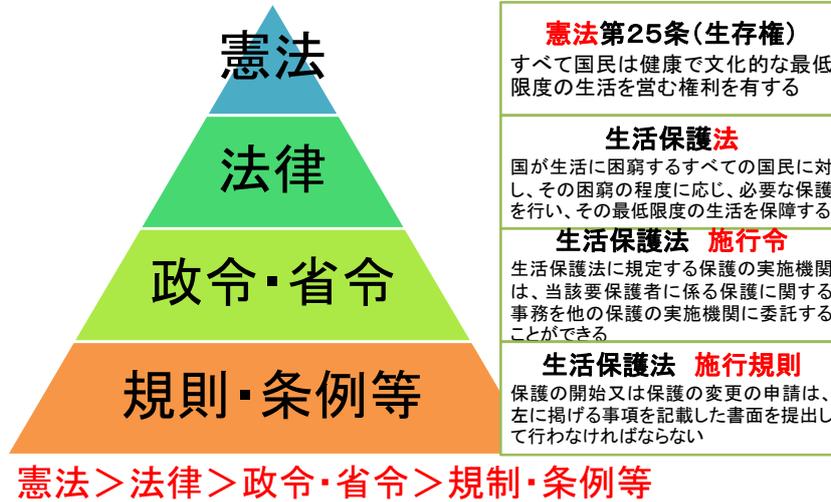
特定の間人が制定した成文法のこと

文章の形にして作ったもの（成文法）

- **法の支配（⇔人の支配）**

その国で制定されるいかなる法律、命令、規則  
なども、「法」に反して制定されたものは無効で  
ある（統治される者だけでなく統治する者も法に従うべきである）

## 法とはなにか？（優位性）



## 憲法、法律、政令・省令、規制・条例の区別

憲法		国の根本について定めた法
法律		国会が制定した法
命令	政令	内閣が制定した法
	内閣府令	内閣総理大臣が制定した法
	省令	各省大臣が制定した法
	規則	委員会や庁の長官が制定した法
条例		地方公共団体の議会が制定した法
規則		地方公共団体の長が制定した法

## 日本国憲法の三大原則

### 基本的人権の尊重

- 個人が有する人権を尊重すること
- 第3章 国民の権利及び義務 に書かれている

### 国民主権(主権在民)

- 国民主権とは国政に関する権威と権力が国民にあること

### 平和主義(戦争の放棄)

- 平和に高い価値をおき、その維持と擁護に最大の努力を払うこと

## 基本的人権

### 平等権

- 差別されない権利

### 自由権

- 自由に生きる権利(精神の自由、身体の自由、**経済活動の自由**)**財産権の保障(憲法第29条)**私的所有権絶対の原則

### 社会権

- 人間らしい最低限の生活を国に保障してもらう権利

### 請求権

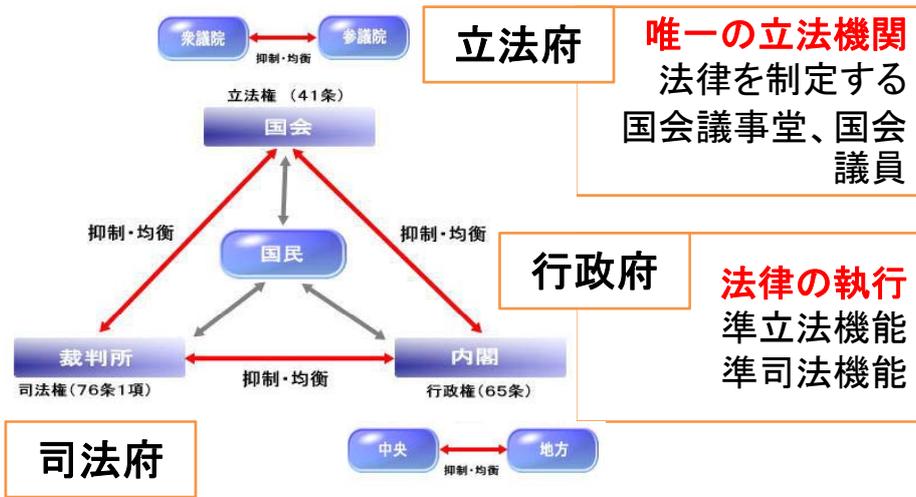
- きちんと基本的人権が守られるように国にお願いする権利

### 参政権

- 政治に参加する権利

# 法の常識

## 法律はどんな背景でつくられるか



## 法律は誰がつくるのか

- **法律の原案作成(法律の発案権)**  
内閣と国会議員の両方にある(が、内閣8~9割)  
通常は、所管する省庁⇒内閣法制局⇒閣議決定  
測量に関することなら、国土地理院が作成
- **法律の作成は知恵比べ**  
あらゆる場合に対応できなければいけない  
通称タコ部屋 優秀な官僚が寝ずに作成
- **議員立法(1~2割)**  
官僚主導政治の打破又は野党⇒国会議員作成  
文化財保護法、ダイオキシン類対策特別措置法

## 法律はどう表記されるか

第一編 総則

第一章 通則

(基本原則)

項

**第一条** 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

(解釈の基準)

**第二条** この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第二章 人

第一節 権利能力

**第三条** 私権の享有は、出生に始まる。

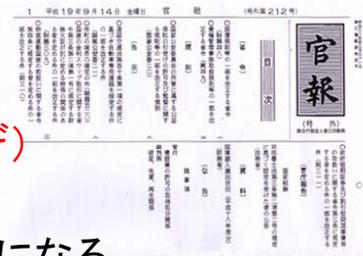
2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

見出し

条文

## 法律ができたことをどう知るか

- **法律の成立(法律ができた)**  
国会で可決⇒後議長⇒内閣⇒奏上
- **法律の公布(できた法律の内容を知っとけよ)**  
官報に掲載(136円/部)  
掲示板、最近ではWEB
- **法律の施行(スタートするぞ)**  
法律の付則で定める  
新聞・ニュースでも話題になる



## 法の不知は宥恕(ゆうじょ)せず

- **法格言:「法の不知は許さず」**

事例 覚せい剤取締法をめぐる最高裁判決  
(昭和33年10月15日判決 昭和30年(あ)871号)

1951年5月31日国会成立

1951年6月12日朝8時半 官報公布(東京:販売所)

1951年6月12日朝9時 同法違反で逮捕される(広島)

この事件以降は、ある程度の周知期間(国民全体に知らせるための期間)を置いて、「公布より○箇月を経過した日から施行」、「別に政令で定める日より施行」などとされるようになった

## 世界の面白い法律

- 決闘を申し込んだ人、申し込まれた人、決闘立会人、証人、付添人、決闘場所提供者すべての人に決闘罪が適用される
- サボテンを折ったら、最大25年の懲役
- ポケットにソフトクリームを入れてはいけない
- 街中でイチャつくくと最大30日の拘留
- ブスはビキニを着てはいけない
- 使用済みの下着での洗車禁止
- 市内で核爆弾を爆発させたら500ドルの罰金
- 豚にナポレオンと名前をつけてはいけない
- 夫は月に一度だけ 妻を引っぱたくことを許可する
- 教会で笑いを取るための付けヒゲは禁止
- カタツムリなどをペットにしてはいけない
- 音程を外して歌うのは違法
- 自転車に乗る際 危険防止のため 足をペダルから離してはいけない
- 雪合戦したら逮捕
- 宇宙人から送られた銃を使っては駄目
- モンスター怪人は街の境界を越えてはならない
- 靴履いてれば全裸じゃない
- 室内で全裸になること禁止
- 犬小屋で人間が寝ては駄目
- 出典アメリカ アリゾナ州
- 出典アメリカ ケンタッキー州
- 出典アメリカ アーカンソー州
- 出典イタリア
- 出典アメリカ カリフォルニア州
- 出典アメリカ カリフォルニア州
- 出典フランス
- 出典アメリカ アリゾナ州
- 出典アメリカ アラバマ州
- 出典アメリカ カリフォルニア州
- 出典アメリカ ノースカロライナ州
- 出典メキシコ
- 出典アメリカ ミズーリー州
- 出典アメリカ マサチューセッツ州
- 出典アメリカ イリノイ州
- 出典アメリカ メーン州
- 出典メキシコ 南東部タバスコ州
- 出典アメリカ アイダホ州

## 憲法の役割、法律の役割

### <憲法>

- 国家が従うべきルールを定める
- 法規範の最上位

### <法律>

- 国家が国民にルールを定める
- 約束に「強制力」をもたせる
- 国家権力の行使方法を定める

## 民法の全体イメージ

### 民法の解釈について

正義感  
常識的な価値基準

自ら冷静に考えて結論を導く  
おのずと正しい結論になる

## 民法の位置づけ

日本国憲法

民法(明治29年法律第89号)

商法(明治32年法律第48号)

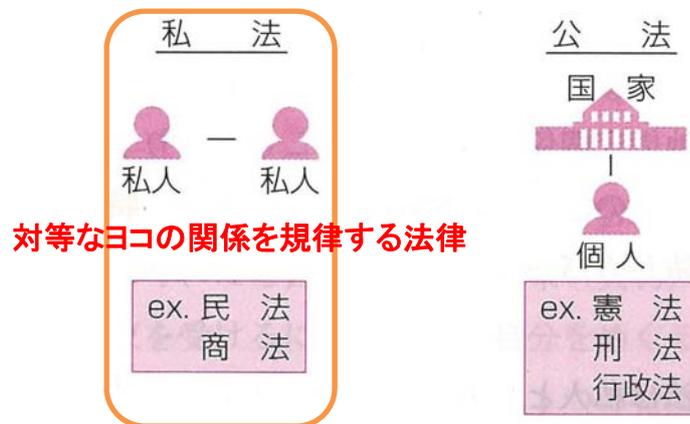
刑法(明治40年法律第45号)

民事訴訟法(平成8年法律第109号)

刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

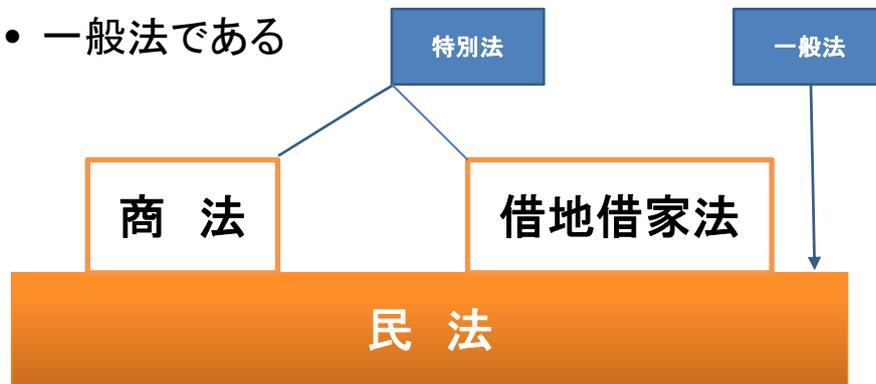
## 民法の特徴 I

- 私法である



## 民法の特徴Ⅱ

- 一般法である



例えば、商人の間では、特殊ルールとして商法を適用する

## 身分から契約へ

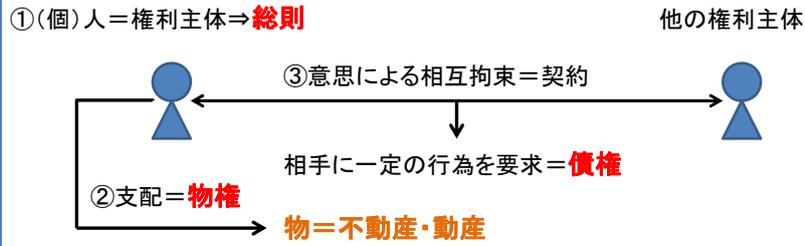
- 法的拘束力が生じるのは、「契約」のみ

生まれや身分や強制などではなく、  
**自分の自由意思のみで**  
 自分の欲した行動(契約)だけが  
 法律上の拘束を受ける

自分をめぐる法律関係は、自分が築き上げることができる

# 民法の全体構成

## 財産法



## 家族法

④家族関係(身分関係)=婚姻・親子・相続⇒**親族・相続**

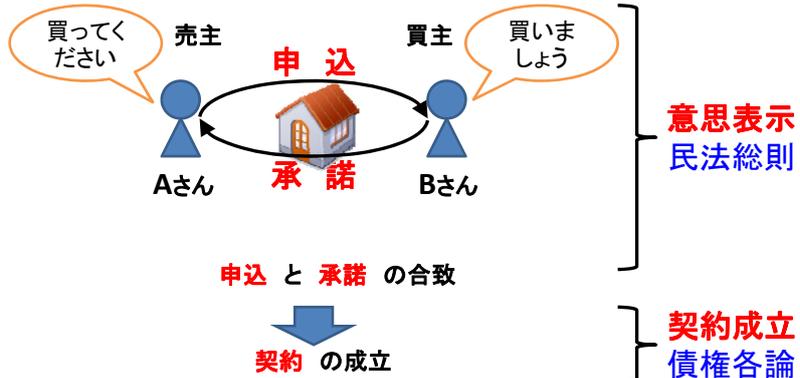
# 財産法の構造

## 財産法



# 法律行為 「売買」契約の例

## 契約の成立

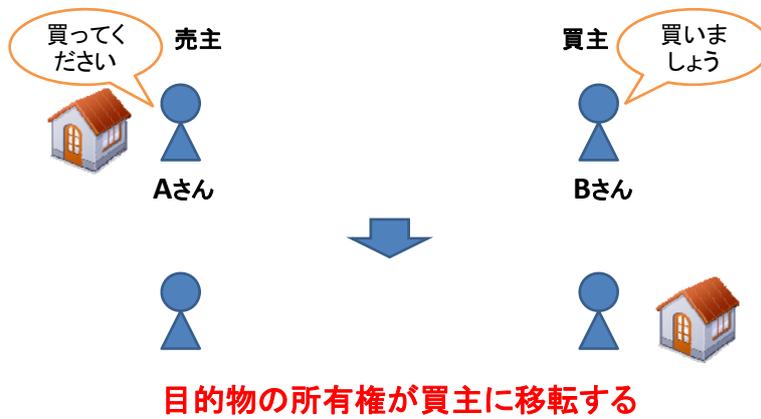


# 法律行為 「売買」契約の例

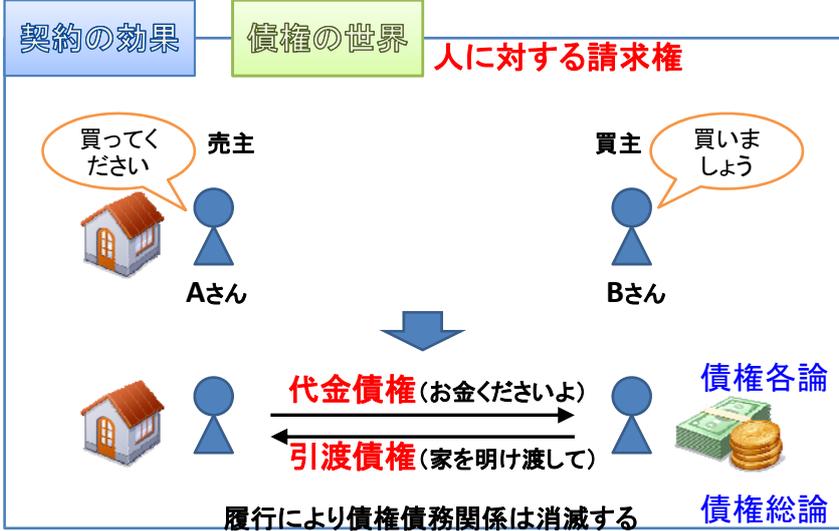
## 契約の効果

## 物権の世界

物に対する支配権



# 法律行為「売買」契約の例



# 民法の問題解決法



## 民法の条文配列

民法の条文配列構成			
第1編 総則	第1章 通則	第3編 債権	
	第2章 人		
	第3章 法人		
	第4章 物		
	第5章 法律行為		
	第6章 期間の計算	第4編 親族	
	第7章 時効		
第2編 物権	第1章 総則		第5編 相続
	第2章 占有権		
	第3章 所有権		
	第4章 地上権		
	第5章 永小作権		
	第6章 地役権		
	第7章 留置権		
	第8章 先取特権		
	第9章 質権		
	第10章 抵当権		
	第1章 総則		
	第2章 契約		
	第3章 事務管理		
	第4章 不当利得		
	第5章 不法行為		
	第1章 総則		
	第2章 婚姻		
	第3章 親子		
	第4章 親権		
	第5章 後見		
	第6章 保佐及び補助		
	第7章 扶養		
	第1章 総則		
	第2章 相続人		
	第3章 相続の効力		
	第4章 相続の承認		
	第5章 財産分離		
	第6章 相続人の不存在		
	第7章 遺言		
	第8章 遺留分		

## 民法の三大原則

### 私的自治の原則(=契約自由の原則)

- 社会関係は、諸個人の**自由な意思**による**相互拘束**によって形成される

### 所有権絶対の原則(=個人財産は勝手にいじれない)

- 諸個人は、**自己所有財産を自由に使用・収益・処分**できる

### 過失責任の原則(=国民の行動の自由を確保)

- 損害賠償責任を負わされるには、少なくとも**過失がある場合**でなければならない

## 三大原則の修正原理

### 公共の福祉

- 第1条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

### 信義則(=揚げ足取りの行為を封殺する働き)

- 第1条2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

### 権利濫用の禁止

- 第1条3 権利の濫用は、これを許さない。

## 公共の福祉(内在的制約)

- **問題1**  
政治団体の街宣車がフルボリュームで、音楽を流すことは、彼らの表現の自由の行使である。
- **問題2**  
マスコミが、有名人のプライバシーや名誉を傷つける報道を行うのは、マスコミにも表現の自由(報道の自由)があるからである。
- **問題3**  
高速道路を建設する際に、自分の土地の買収を求められたが、いやだと断って何が悪い？

## 公共の福祉(政策的制約)

- **問題4** 公衆浴場法違反事件

知事の許可を受けないで公衆浴場を経営したとして、起訴された事件。

被告人は、許可制自体が職業選択の自由に違反すると主張したが、退けられた。

なぜ、被告人は勝訴できなかったのか？

## 信義則

- **問題5**

AさんがBさんに1000万円を支払うべきところ、数え間違えてしまい、999万円を支払った。

Bさんは後でこれに気づいて、Aさんに「1万円少なかった。利息を付けて支払え、さもなくば契約解除だ」と迫った。

BさんはAさんに対して「履行遅滞責任(りこうちたいせきにん)」を追求できるか判断しなさい。

## 信義則の分身(禁反言)

### 問題6

Aさんは、自己所有の建物をBさんに賃貸していた。Bさんはそこに住んでいたが、事情があったのでBさんはAさんの承諾を得て、知り合いのCさんにその建物を賃貸することにした。

ところが、しばらくしてAさんは自分の建物がCさんに使われていることが邪魔になってきたので、Cさんの賃借権を奪うために、A-B間の賃貸借契約をBさんに納得してもらったうえで解除(合意解除)しようと考えた。

さて、Aさんの考えていることは可能でしょうか。

## 禁反言＝矛盾挙動禁止の原則

信義則の分身

(1) 禁反言(矛盾挙動禁止の原則)

1行為



Aさんは、承諾

Bさん ⇒ Cさん  
賃貸借

2行為



第1行為と第2行為  
は矛盾する  
↓  
許されない

## 信義則の分身(クリーンハンズの原則)

### • 問題7

Aさんは愛人Bさんに対して、関係を維持するために自己所有のマンションを贈与した。しかしその後、AさんとBさんの間に別れ話が持ち上がった。結局、愛人Bさんと別れることになったAさんは、Bさんから贈与したマンションを返してもらおうと考え、マンションの返還請求訴訟を起こした。

さて、Aさんの主張は認められるでしょうか。

## クリーンハンズの原則

信義則の分身

### (2)クリーンハンズの原則



悪い奴の味方はしない

法律は、不法な契約については、その実現にも復旧にも関与しないという理念がある(裁判所は手を貸さない)

公序良俗に反する行為

もともと贈与契約は無効(民法90条)

マンションはAさんの所有である

Bさんにマンションを返せと言えるはず

しかし、Aさんの手は汚れている

Aさんの返還請求は認められない



## 最後の手段 まとめ

- **信義則、権利濫用の禁止 共通点**

本来ならば〇〇だが××なので許されない、というスタイル

★一般条項の補充性

形式的な適用から生ずる不都合を回避するための最後の手段

- **注意点**

①紛争解決の一般ルールとしては、意味内容が漠然としているのでやたら振り回さない

②こんな場合にはこうなる、という予測がつくような民法に

## 民法 総則

権利能力・意思能力・行為能力

## 権利能力

- 権利能力とは = 権利義務の主体となれる  
つまり、所有権者や債権者、債務者になることができる
- 権利能力を有する者 = 自然人、法人
- 自然人 = 生きていることが前提  
第3条 私権の享有は、出生に始まる。
- 胎児の権利能力(損害賠償請求、相続、遺贈)  
父親を殺された母親のお腹の子は損害賠償請求できる  
かどうか検討して下さい。

## 意思能力

- 私的自治の原則  
自分の意思に基づいた行為は、公的拘束を受ける
- 意思能力  
自分の行為の結果を理解できる能力
- 意思無能力者  
意思能力が無い者が行った行為は「無効」。
- 意思能力がある、とはどの程度の能力か  
おおむね7～10歳程度の知能とされる

## 行為能力

- 行為能力

自ら**単独**で**確定的に有効な**法律行為をなす資格

- 権利能力と行為能力との違い

権利能力⇒人間として認められている者に認められる

行為能力⇒自分で自分の周りの法律関係を変えられる

- 重要ポイント

行為能力のない人が単独で行った法律行為は取消し可  
(制限行為能力者制度)

未成年者、成年被後見人＞被保佐人＞被補助人

## 制限行為能力者の取消し権

厳しい取引社会の食い物にされないよう保護する

未成年者A

時価1万円

Bリサイクルショップ



自分の判断で売却

① 5,000円で売却した



Aは損する



Aは契約を取り消して  
自転車を取り戻せる

② 20,000円で売却した



Aは得する



Aは契約を取り消さず、有効なまま  
で10,000円儲けることができる

選択権

## 制限行為能力者の保護者

- **未成年** << 親権者(法定代理人)または後見人  
未成年で婚姻した場合⇒成年擬制(せいねんぎせい)  
婚姻していない未成年者に許される行為  
①未成年者側が得する行為②親が処分を許した財産処分  
③営業を行うことを許可された場合の営業に関する行為
- **成年被後見人(能力ゼロの人)** << 成年後見人  
単独でなした行為は常に取り消すことができる  
行為能力⇒自分で自分の周りの法律関係を変えられる
- **被保佐人** << 保佐人  
保佐人の同意なしに行った重要な法律行為は取消すことができる
- **被補助人** << 補助人  
家庭裁判所が認めた特定の法律行為のみ取消すことができる

## 保護者の権限

- **代理権**…その行為を代わりに行う  
制限行為能力者に代わって法律行為を行っても良い権限(=強力)
- **取消権**…その行為を無かったことにする  
制限行為能力者が行った行為に介入、口出して、その行為を取り消してしまう権限(=強力)
- **追認権**…その行為をOKと後から認める  
制限行為能力者にとって有利と判断されるものについて、あとから保護者が確定的に有効なものとする権限
- **同意権**…これから行う行為を認める  
制限行為能力者のやろうとしている行為に同意する権限  
(=制限行為能力者の足りない部分を補うこと)

## 保護者の権限

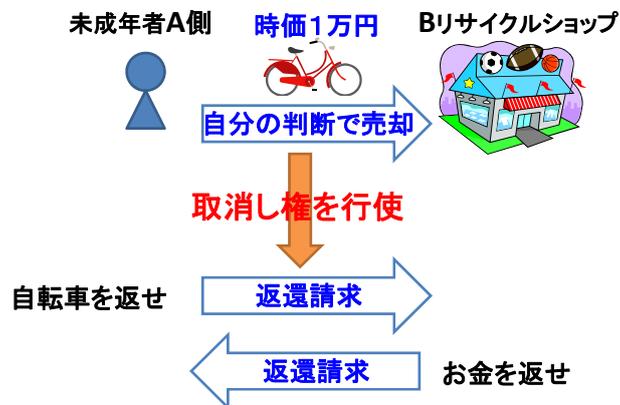
	保護者	代理権	取消権	追認権	同意権
未成年者	法定代理人	○	○	○	○
成年被後見人	成年後見人	○	○	○	×
被保佐人	保佐人	× (例外あり)	○	○	○
被補助人	補助人	× (例外あり)	× (例外あり)	× (例外あり)	× (例外あり)

**取消権**……制限行為能力者本人も行使することができる  
 いちおう有効な行為を、その行為時に遡って無効にする、取引権者の意思表示

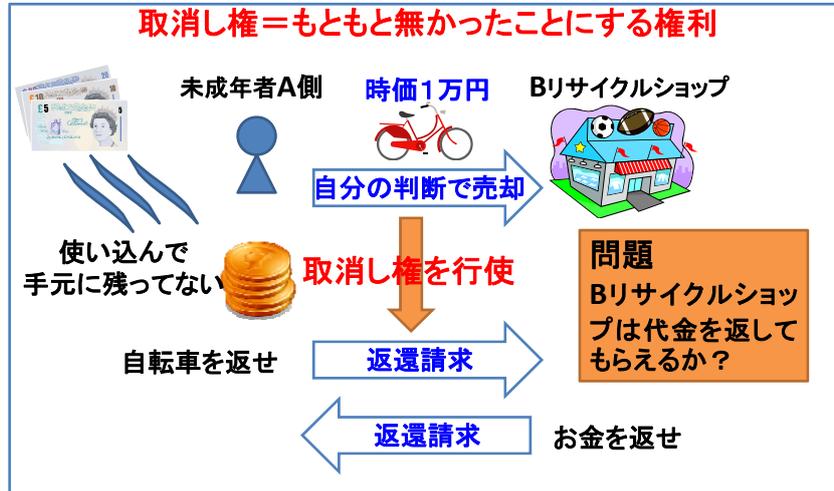
**考察問題**  
 なぜ、成年被後見人(=能力ゼロの人)にも取消権が認められているか？

## 取消し権

**取消し権=もともと無かったことにする権利**

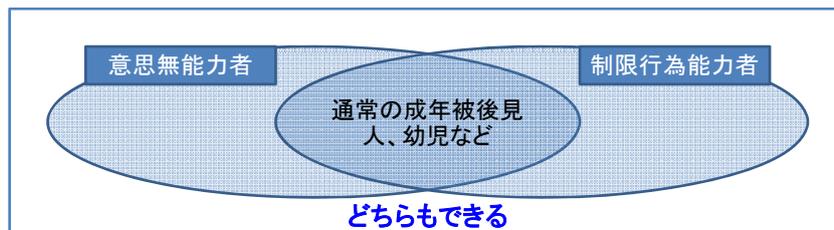


## 取消し権にかかる現存利益



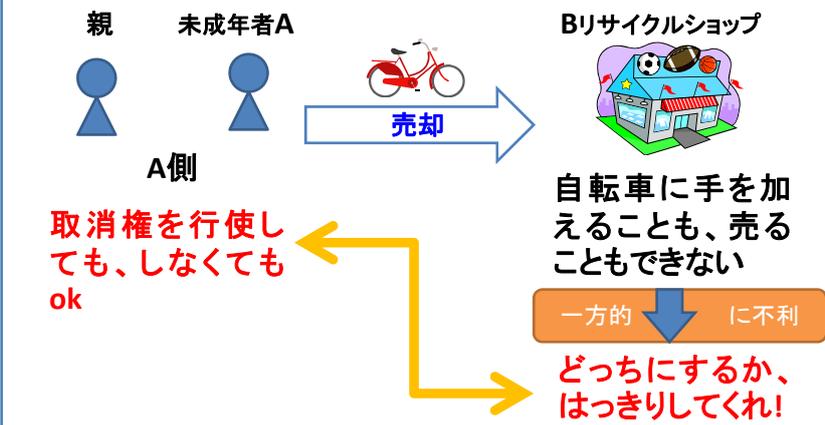
## 無効と取消し

- **無効**.....7~10歳程度以下の知能しかもたない意思無能力者  
何もしなくても初めから自動的に法律行為の効果が生じない
- **取消し**.....制限行為能力者  
取消し権者が取消権を行使して初めて、法律行為の効果を消滅させることができる



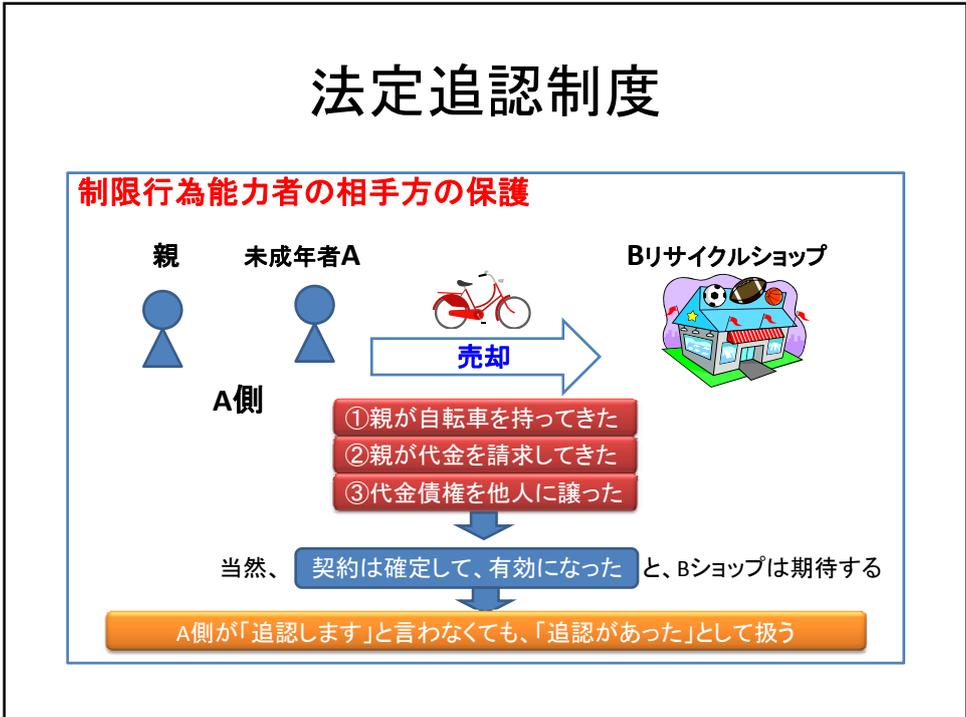
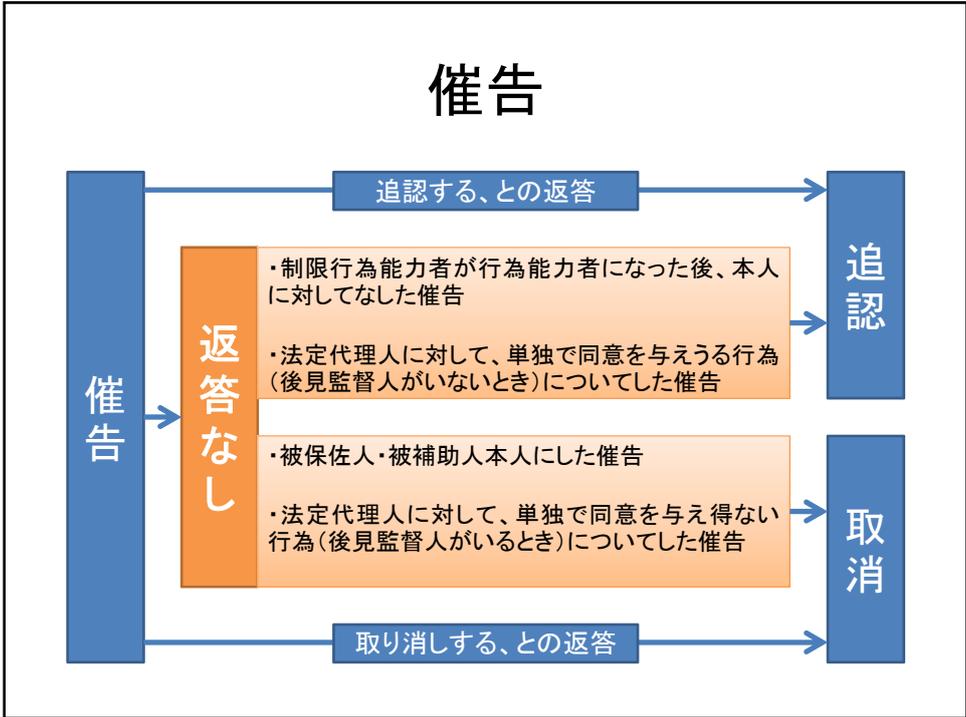
## 相手方の保護

### 制限行為能力者の相手方の保護



## 相手方保護の制度

- **催告(さいこく)**  
1ヶ月以上の期限を定めて、取り消すのか、追認するのか、決断をせまる
- **詐術(さじゅつ)**  
ニセの制限行為能力者に取消権を認めない
- **消滅時効(しょうめつじこう)**  
追認できるときから5年、または行為の時から20年経つと、取消権が行使できなくなる
- **法定追認制度(ほうていついにんせいど)**  
はっきりとした追認が無くても、追認があったと扱う



## 失踪宣言(しっそうせんげん)

- **不在者**の生死が、一定期間不明な場合、その者を**死亡した**ものとして扱う制度のこと
- **不在者** = 行方不明者 ⇒ 周りの人へ法的迷惑

**普通失踪** ただ居なくなっただけ(夜逃げ、愛人と蒸発など)

- **7年間**、生死がわからない場合、失踪宣告で死亡したものとして扱う

**特別失踪** 命を落としやすい事態(戦争、災害、事故など)

- **1年間**、生死がわからない場合、失踪宣告で死亡したものとして扱う

## 死亡認定の時期

**普通失踪** 7年間経過時(=期間が満了した時)

- 7年経てば、失踪宣言を出してもらえる
- 期間が満了した時が、死亡したときとなる

**特別失踪** 危難が去ったとき

- 1年経たなければ、失踪宣言は出ない
- しかし、失踪宣言が出れば、死亡時期はさかのぼる

# 法律用語

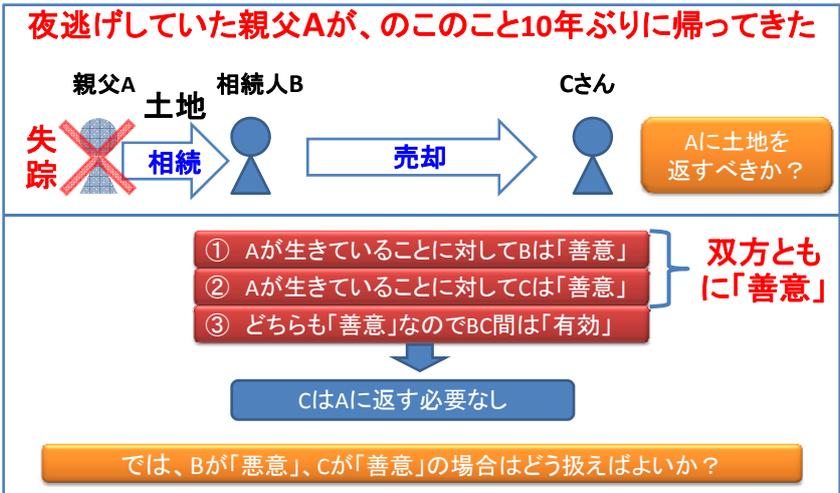
普段使いの日本語と違うので注意！

- **善意(ぜんい)**  
ある事実を知らないこと
- **悪意(あくい)**  
ある事実を知っていること

使い方の例

善意のAさんは・・・ = その事実を知らないAさんは・・・

# 失踪宣告取消しの効果1



# 失踪宣告取消しの効果2

行方不明になっていた夫Aが、10年ぶりに帰ってきた



BまたはCの一方、または両方が「悪意」の場合は、AB間の婚姻が復活  
ただし、AはAB間の婚姻破棄が可かつCはBC間の婚姻破棄が可